

松江市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年3月29日付け松江市監査委員告示第3号で公表した随時監査の結果に基づき、松江市長及び松江市水道事業管理者から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成18年7月21日

松江市監査委員 小松原 操  
 松江市監査委員 伊原 正人  
 松江市監査委員 藤田 彰裕

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 土木工事</p> <p>(1) 水道局との共同施工部分の契約方法について                      上大野管渠工事その5                      共同施工部分（水道局）の管理、監督は工事発注者が行っている。しかし、これを施工している業者は、この部分について、いずれの部局とも契約を結んでいないため、トラブルを生ずる恐れがある。このような手続きは改善を要する。                      （下水道工務課）</p> <p>(2) 道路の占用物件の管理の適正化について                      東光台団地既設下水道管処理工事                      公共下水道が設置されることとなり、既存の下水管（占用許可はない）を処置する工事である。地下60cmまでを下水管の管理者が、それより深い部分を道路管理者が処置をしたものが本工事である。道路法の規定からは、占用許可がないのだから、全ての処置をその管理者に命令することが相当であると考えられる。しかしながら、市道認定をしたとき、この下水管は既に埋設されていたのであるから、本来は、この時点で道路管理者は占用許可をしていなければならなかった。                      （管理課）</p> <p>(3) 工事の前提となる事前調査の不足                      青葉台管渠改良工事その7                      青葉台に公共下水道を設置するにあたり、まだ利用可能なコンクリート管についてはライニングを行い再利用しようとするものである。これに併せ取付管のライニングを行っている。この工事の際し、コンクリート管の老朽・漏水調査は行われているが、取付管については行われていなかった。取付管に関する工事をするにあたっては、その必要性を検証する事前調査が必要である。                      （下水道工務課）</p> <p>(4) 工事に関する見積について                      大野地区マンホールポンプ設置工事その1</p>	<p>1. 土木工事</p> <p>(1) 共同施工の水道局部分については、水道局と下水道工事施工業者と速やかに随契し、工事費を支払うよう改善します。                      これは、平成18年度より実施します。                      （下水道工務課）</p> <p>(2) 今後は、松江市市道認定要綱第2条第2項の規定により処理する。                      ・松江市市道認定要綱第2条第2項                      道路にガス管、下水道管、水道管等の埋設物がある場合、当該埋設物の管理は、引き続き従前の管理者が行うこととし、管理者は、道路法第32条（道路の占用の許可）の規定により、市に対し、占用物件の申請書を提出し許可を受けなければならない。                      （管理課）</p> <p>(3) 平成18年度からは、老朽取付管の工事についても事前にカメラ等による漏水調査を実施し、工事の必要性及び工法についての検証を行うよう改善します。                      （下水道工務課）</p> <p>(4) 見積依頼書の中に、見積条件として取扱い数量、見積有効期間等、必要な条件を明示するよう改善</p>

<p>同種類のポンプとこの制御盤を23箇所設置する工事である。これを積算するにあたり、単価見積りを取り、県が出している単価を参考にして設計単価を決定している。しかし、この見積単価が異常に高いこと、また同種類のポンプと制御盤を23箇所も同時発注するのであることを考慮し、以下の点などを今後検討する必要がある。</p> <p>見積条件に箇所数をいれる 見積業者の変更 (下水道工務課)</p> <p>3.4.14号松江停車場白濁線配水管布設及び布設替工事 不断水工法を採用し、断水することなく配水管の布設替を行っている。この特殊な工法の積算にあたり見積りを取っているが、その工事費部分が一括して計上して内訳がない。この工法はこの工事の根幹を成すものであり、工事費においても大きな部分を占めるのであるから、見積りの取り方について今後検討を要する。 (水道局 建設課)</p>	<p>します。 (下水道工務課)</p> <p>(4) 随時監査(工事監査)において指摘のあった事項について改善を図ることを目的とし、今年度内に建設物価調査会或いは経済調査会等の調査機関へ市場調査を委託する方針である。 (水道局 建設課)</p>
<p>2. 建築工事</p> <p>(1) 請負契約図書の不備について 請負契約書に付随する関係図書に、請負契約に付する内容を記載した図書が添付されていないため、契約の内容が何なのか不明確であり、契約内容が不明確な請負契約書により契約を締結することは、適切な事務処理とはいえない。 生ごみ堆肥化設備設置工事 請負契約約款第1条に「発注者及び請負者は、この契約書、別冊の図面、仕様書に従い法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。」と記載されているが、上記のうち、契約書以外の別冊の図書が添付されていない。 (リサイクル都市推進課)</p> <p>(2) 外注図面の審査について 今回の監査対象となった工事は全て外注設計であった。これらの設計図に設計内容の食違いや記載すべき事項の欠落が一部見受けられたので、今後の設計審査にあたっては、設計内容の食違いや欠落等のないよう指導されたい。 松江フォーゲルパーク施設整備建築工事 ・使用するネットの品質等が設計図書に示されていない。 ・壁面の断熱工事箇所が明確に図示されていない。 (観光文化振興課)</p> <p>法吉小学校屋内運動場改修工事 屋内運動場屋根下地の材料が、設計図には野地板、内訳明細書には木毛板とそれぞれ記載が異なっていた。(現場は木毛板が施工されていた。) (教育総務課)</p>	<p>2. 建築工事</p> <p>(1) 契約書締結にあたり、添付書類等の不備が生じないように、今後一層、細心の注意を払うと共に、適切な事務処理に努める。 (リサイクル都市推進課)</p> <p>(2) 今後、設計図書を十分に精査し、明確な図示及び品質等の記載の審査を行い、設計内容の食違いや欠落等のないように心がけます。 (観光文化振興課)</p> <p>(2) 今後の設計審査にあたっては、設計内容の食違いや欠落等のないよう指導します。 (教育総務課)</p>

(3) 工事費積算のために求める見積書について  
原則として、見積書は3社以上の業者から提出を求める。

秋鹿なぎさ公園災害復旧工事

屋根カラーステンレスの見積りにあたり、近く  
に取扱い業者がいなかったことから、前回本建物  
建設時の下請施工業者1社のみから見積書が提出  
されているが、少なくとも3社以上の見積書が望  
ましく、市外業者からの見積りも考慮することが  
望まれた。

(スポーツ課)

工事を伴う場合の見積書は、工事費の内訳が判  
る見積書が望ましい。

シルバーワークプラザ整備(建築)工事

金属製既製プレハブ車庫を、設計変更により構  
内に建築しているが、この積算のために業者が提  
出した見積書は、基礎工事等も含めた総額のみを  
記載した見積書であった。このような場合の見積  
書は、現場施工となる基礎関係工事費と現場組立  
のプレハブ車庫部分工事費の内訳が判る見積書が  
審査にあたって的確な判断がしやすいと考えられ  
る。なお、工事費内訳書作成にあたっては、単価  
表を作成し添付することが望ましい。

(介護保険課)

(4) 鉄筋露出箇所の補修について

シルバーワークプラザ整備(建築)工事

現場を見たところ、屋上塔屋壁面に鉄筋露出箇  
所が見受けられたが、本体の改修工事に併せ、こ  
の改修も建物の耐用年数低下防止対策として実施  
される配慮が望まれた。(鉄筋露出箇所について  
は、平成17年12月に修繕対応済み。)

(介護保険課)

(3) 今後、見積書は原則として3社以上の業者から  
提出を求めるようにします。

(スポーツ課)

(3) 業者見積の採用にあつては、詳細な内容を求  
め、精査を行い決定します。

(介護保険課)

(4) 鉄筋露出箇所については、平成17年12月に修繕  
対応いたしました。

今後、建物改修工事を実施するにあつては本  
体の保全について十分に検討いたします。

(介護保険課)